



JCNE・NPOセミナー 「ガバナンスの考え方」 ～利益相反・競業取引とは～

2021年11月10日（水） 10：00～11：00



非営利組織評価センター

**JAPAN CENTER for
NPO EVALUATION**



■ 趣旨説明

非営利組織のガバナンスについて、オンラインで気軽に学び、質問・相談できる場として、2021年4月よりJCNE・NPOセミナー「ガバナンスの考え方」を毎月第2水曜日10時は、ガバナンスを考える日として開催

ガバナンスの基本の権限の分配や非営利組織の三役とその関係、ガバナンス構造などについて解説いたします。



本日のスケジュール

10:00 オープニング

- ・趣旨説明
- ・本日の流れ

10:05 ミニ講座 ～利益相反・競業取引とは～

講師：太田達男（当センター 理事長）

10:35 質疑応答&相談タイム

- ・講座の内容に基づく質疑応答やご相談
- ・お申込み時にいただいたご質問の回答
- ・参加者のみなさんで事例のシェア

10:55 クロージング

11:00 終了



■ 講師 太田 達男

(一財)非営利組織評価センター 理事長
(公財)公益法人協会 前理事長 現会長
(公財)成年後見センター・リーガルサポート 理事
(公財)日本フィランソロピー協会 理事
(公財)渋沢栄一記念財団 監事
(公社)日本アイソトープ協会 監事



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。





JCNE・NPOセミナー
ガバナンスの考え方
第8回

**利益相反取引・
競業取引規制とは**
～一般法人法を基礎として～

一般社団法人非営利組織評価センター
理事長 太田達男

忠実義務

自己又は第三者の利益を法人の利益より上位においてはならない

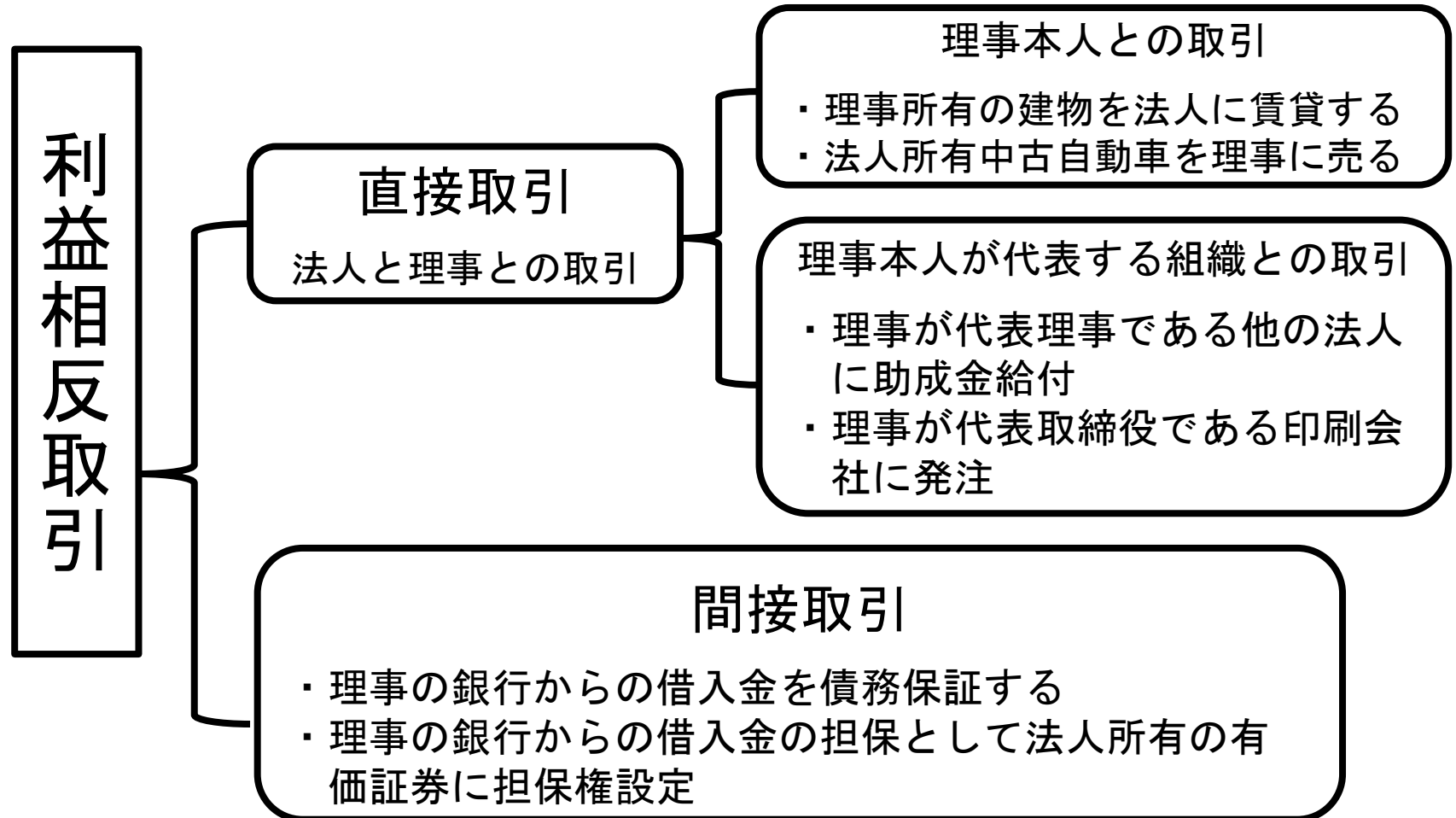
理事が自己又は
第三者の利益を
図って法人の利益を
害するおそれを
規制

利益相反取引規制

競業取引規制



利益相反取引とは



利益相反取引に該当する場合の手続き

1. 取引の実行

「理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得る」(一般法人法84,92①)

2. 取引後の報告

「当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない」

3. 利益相反取引によって法人に損害が生じた場合

次の者は生じた損害を賠償する責任を負う。(一般法人法111③)

- ① 利益相反取引の相手方である理事
- ② 当該取引を決定した理事
- ③ 当該取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事
(議事録に異議をとどめない者は、その決議に賛成したものと推定する(一般法人法95⑤))

cf. 特活法人の場合、以下の規定以外に一般法人法のような規定はないが民法108条の自己契約、双方代理禁止規定は当然に適用される。

特活法17の3条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。



法人の役員等が他の組織の役員等を兼ねる場合
～利益相反取引の当事者について～

A法人での役職	取引相手方での役職	理事会承認
代表理事	代表（取締役・理事）	○
代表理事	一般（取締役・理事） *2	×*1
一般理事	代表（取締役・理事）	○
一般理事	一般（取締役・理事） *2	×
（代表・一般）理事	監査役（監事）・使用人	×
監事・使用人	（代表・一般）理事・取締役	×

*1 相手方理事会、法人の取締役会等機関承認は必要

*2 特定非営利活動法人や一般社団法人の場合、登記なき場合各自代表制



競業取引(競業避止義務) とは

理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引（競業取引）を理事個人として、又は理事が代表者である法人としてする場合には、理事会(理事会非設置の場合は社員総会)において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(一般法人法84条、92条①)

【事例検討】

1. 同一の目的・事業・実施地域である他の法人の代表者に就任にする場合
2. 目的は同一であっても事業は異なる他の法人の代表者に就任する場合
3. 目的も、事業も同一で事業実施地域が異なる他の法人の代表者に就任する場合
4. 目的、事業、実施地域が同一であるが、当該事業を現在実施していない他の法人の代表者に就任する場合
5. 退任後の理事にも競業避止義務は適用されるか

cf. 特活法人の場合、競業避止義務は法令上規定されていない。



ベスト(ベター)プラクティスとミニマムスタンダード

- 1 要は公正な取引内容と慎重な手続きが不可欠
2. 法令上利益相反取引や、競業取引には該当しない場合であっても不適正な利害関係が発生しないよう注意する(別に忠実義務違反や自己取引、双方代理抵触を問われる場合もある)
3. 「**李下に冠を糺さず**」の精神から、**法人の内部規定で、法令水準より厳しく律することも考えてはどうか**

【特別の利益供与の禁止規定にも留意】

- ・社員、評議員、理事、監事、使用人その他政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること(公益認定法5第三号)(内閣府令1、同規則1)
- ・同旨特定非営利活動促進法(特活法45条①四口)
- ・株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄付その他特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、このかぎりでない。(公益認定法5条第四号)(内閣府令2、同規則2省略)





■ ベーシックガバナンスチェック

ベーシック評価基準23項目

セルフチェック・書面評価（第三者評価）

<https://jcne.or.jp/evaluation/outline/>

■ グッドガバナンス認証（アドバンス評価）

アドバンス評価基準27項目

書面評価・訪問評価

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/



アンケートご回答のお願い

<https://forms.gle/WnQRCDNwcbHnsnfF8>

※次回、開催の参考にするため、ご協力をお願いいたします。

(一財) 非営利組織評価センター

E-mail : office@jcne.or.jp

※メールにてお問い合わせください。

